

○（仮称）栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置  
要綱

平成31年1月4日

告示第3号

（設置）

第1条 手話を言語と認め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会の実現を目指す条例を制定するために、（仮称）栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、条例に盛り込むべき項目及び内容に関することを検討し、市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員15人以内で組織する。

- （1） 学識経験者
- （2） 障がい者又は障がい者の家族
- （3） 障がい者を支援する事業者又は団体の代表者
- （4） 市長が行う公募に応じた者
- （5） その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、市長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告をする日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月4日から施行する。

(委員の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条の規定による報告をする日をもって、その効力を失う。